

●一般料金（一定数以上の審査依頼が見込める場合は減額することがあります）

【一戸建て住宅・共同住宅等・複合建築物の新築】

(税込 単位：円)

対象の範囲	物件区分 料金区分		申請区分		
			単独申請の場合	併願申請の場合 ※1	同時申請の場合 ※2
・一戸建て住宅 ・併用住宅の住戸部分 (1住戸に限る)	延べ床面積が300㎡未満		44,000	35,200	13,200
	延べ床面積が300㎡以上		49,500	39,600	18,700
＊共用部の計算がない※3 ・共同住宅等又は複合建築物の住戸 ・共同住宅等の住棟(+住戸) ・複合建築物の住宅部分全体(+住戸)	基本料金		55,000	44,000	19,800
	戸当り加算	併願対象住戸※4	/	8,800	4,400
		単独対象住戸※5		11,000	
＊共用部の計算がある ・共同住宅等の住棟(+住戸) ・複合建築物の住宅部分全体(+住戸)	基本料金 (カッコ内は低炭素との併願等)		110,000	82,500 (44,000)	66,000 (19,800)
	戸当り加算	併願対象住戸※4	/	8,800	4,400
		単独対象住戸※5		11,000	

※1 併願対象は、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物・性能向上計画認定の技術的審査及び東京ゼロエミ住宅の審査をいい、いずれかの申請が先行して当機関になされた場合に適用します。但し、建物竣工後に申請されたものは単独申請の料金とします。

※2 併願対象のいずれかの申請と同時にBELS評価の申請を行う場合に適用します。法第35条との同時申請の場合は、BELSに同時申請の料金を適用し、法第35条は単独あるいは併願料金（※1に該当する場合）となります。なお、審査中に弊社からの問合せ以外の部分において変更が生じ、再度審査が必要となった場合は同時申請ではなく「併願申請」の料金とさせていただきます。

※3 共用部が無い場合、又は共用部はあるが省エネ計算を省略する場合は該当します。但し、ZEH-M等の表示を希望する場合は省略できません。

※4 併願申請や同時申請において他の申請の評価対象になっている住戸のことです。

※5 併願対象住戸以外の住戸をいいます。

- ・共同住宅等の料金は基本料金に戸当り加算を加えたものとなります。
- ・共同住宅等で共用部の計算が有る場合の料金において、低炭素建築物の技術的審査と併願(同時)の場合は(カッコ内)の料金になります。
- ・共同住宅等の共用部が計算対象であるときに、当該共用部に空調設備がある場合は33,000円(税込)、給湯設備は22,000円(同)、昇降機は11,000円(同)をそれぞれ加算します。但し、低炭素建築物と併願で、既に計上されている場合は変更がない場合に限り加算しないこととします。
- ・変更申請は、単独申請の料金の半額とします。共同住宅等は基本料金、戸当り加算ともに単独申請の料金の半額とします。

変更例①) 共用部の計算がなく、2住戸に変更があった場合の料金は、
 $(55,000(\text{単独基本料金}) + 8,800 \times 2(\text{単独住戸加算料金})) \div 2(\text{半額}) = 36,300\text{円}$ (2住戸の評価書を交付)

変更例②) 共用部の計算があり、共用部分のみ変更の料金は、
 $110,000(\text{単独基本料金}) \div 2(\text{半額}) = 55,000\text{円}$ (住棟の評価書のみを交付)

変更例③) 共用部の計算があり、2住戸に変更があった場合の料金は、
 $(110,000(\text{単独基本料金}) + 8,800 \times 2(\text{単独住戸加算料金})) \div 2(\text{半額}) = 63,800\text{円}$ (2住戸+住棟の評価書を交付)

・BELS評価書の再交付は、1通あたり3,300円(税込)といたします。

・地名地番の変更や申請者名の追加等、再審査を要しない変更による評価書の交付は、1通あたり5,500円(税込)といたします。